

Software-Defined Network Service利用規約【現改比較表】 2020年11月16日現在

～2020年11月15日

2020年11月16日～

▲Software-Defined Network Service利用規約

実施 平成29年 3月30日

目次 (略)

第1章～第11章 (略)

別記 (略)

料金表

通則

1～12 (略)

(SDNサービスの区別等)

13 当社は、この料金表を適用するにあたって、次のとおりSDNサービスの区別等を定めます。

(1)～(4) (略)

(5) クライアント機能(タイプBに係るものに限ります。)には、次のライセンスの区別があります。

ライセンスの区別	
利用機能に係るもの	Base SDWAN
	Standard SDWAN
	Advanced SDWAN
	Advanced Secure SDWAN
	Standard SDWAN plus NGFW
	Standard SDWAN plus UTM
	Advanced SDWAN plus NGFW
利用帯域に係るもの	25Mb/s
	50Mb/s
	100Mb/s
	200Mb/s
	500Mb/s
	1 Gb/s

▲Software-Defined Network Service利用規約

実施 平成29年 3月30日

目次 (略)

第1章～第11章 (略)

別記 (略)

料金表

通則

1～12 (略)

(SDNサービスの区別等)

13 当社は、この料金表を適用するにあたって、次のとおりSDNサービスの区別等を定めます。

(1)～(4) (略)

(5) クライアント機能(タイプBに係るものに限ります。)には、次の[とおり](#)ライセンスの区別があります。

～2020年11月15日

2020年11月16日～

5 Gb/s

10Gb/s

20Gb/s

備考

- 1 契約者は、ライセンスの区別の変更を、利用機能に係るもの及び利用帯域に係るものそれぞれごとに、1の料金月につき1回まで請求することができます。
- 2 当社は、ライセンスの区別の変更があったときは、その変更のあった日の属する料金月は変更前の区別に係るクライアント機能料を適用し、その変更のあった日の属する料金月の翌料金月から変更後の区別に係るクライアント機能料を適用します。
- 3 利用帯域は、通信速度の上限を設定するものではありません。
- 4 当社は、そのクライアント機能に係る測定通信速度（1の料金月において、受信に係る通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値をいいます。以下同じとします。）が利用帯域を超えたときは、その測定通信速度を超える利用帯域の区別の中で最小のものを、その超えた料金月の翌料金月から適用することがあります。

第1表～第3表 (略)

ア ライセンスの区別には、利用機能による区別と利用帯域による区別があります。

イ 当社は、ライセンスの区別を当社のビジネスポータル (<https://b-portal.ntt.com>) において公表します。

ウ 当社は、ライセンスの区別の変更があったときは、その変更のあった日の属する料金月は変更前の区別に係るクライアント機能料を適用し、その変更のあった日の属する料金月の翌料金月から変更後の区別に係るクライアント機能料を適用します。

エ 利用帯域による区別は、通信速度の上限を設定するものではありません。

オ 当社は、そのクライアント機能に係る測定通信速度（1の料金月において、受信に係る通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値をいいます。以下同じとします。）が利用帯域を超えたときは、その測定通信速度を超える利用帯域の区別の中で最小のものを、その超えた料金月の翌料金月から適用することがあります。

第1表～第3表 (略)

附 則 (令和2年11月6日 D P Sサ第00709155)
この改正規定は、令和2年11月16日から実施します。